

原産地表示取組宣言店

店 舗 名	焼肉のバーンズ上越店
店 舗 所 在 地	上越市下源入大野 2 6 1 - 1
新潟県届出番号	第 3 8 号
事 業 者 名	株式会社 あっふるアイビー
自主基準の公開方法	店内掲示

## 牛肉の原産地表示に関する自主基準

項 目	内 容
1 原産地の名称	焼肉に使用する牛肉の原産地の名称は、次のとおり表示します。 また、原産地の把握が可能な内臓肉についても、同様に表示します。
(1) 国産の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国産である旨を表示します。</li> <li>○ 原則として国産である旨を表示し、可能な限り都道府県名の表示をします。</li> </ul>
(2) 輸入品の場合	原産国名を表示します。
(3) 複数原産国の牛肉を使用する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 牛肉の原産地が2か国以上ある場合は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示します。</li> <li>○ 牛肉の原産地が3か国以上ある場合は、原材料に占める重量の割合の多いものから2か国を表示し、3か国目以降の原産国を「その他」として、一括して表示します。ただし、より多くの原産国について情報提供が可能な場合は、積極的に表示します。</li> <li>○ 牛肉の使用量の大部分を特定の国から調達し、残りの調達先が変動しやすい場合、当該1か国の名称と使用割合を表示し、その他の原産国を「その他」として表示します。</li> </ul>
2 表示の方法	○ メニューごとに原産地を表示します。
3 表示場所	○ メニューブックに原材料を表示します。
4 表示管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 牛肉の原産地情報の管理を徹底し、誤った表示を行わないようにします。</li> <li>○ 常に消費者の視点に立ち、消費者を誤認させるような表示は行いません。</li> <li>○ 表示の根拠として仕入伝票その他関係書類の整理を常に行い、問い合わせに迅速、適正に対応します。</li> </ul>